

# **東大阪市における児童死亡事案**

## **検証結果報告書**

**平成24年8月**

**大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会**  
**児童措置審査部会 点検・検証チーム**

報告書の利用や報道に当たっては、親子のプライバシーに配慮した取扱いがなされますようお願いします。

# 目 次

頁

## はじめに

1 事案の概要 -----	1
(1) 事案の概要 -----	1
(2) 事案の経過と子ども家庭センター、東大阪市関係課の対応-----	1
2 対応上の問題点・課題 -----	6
(1) 家族全体のアセスメントに必要な主治医との連携について-----	6
(2) 関係機関との情報共有のための個別ケース検討会議について -----	8
(3) 危機管理的な視点について -----	9
3 再発防止に向けた取組 ~具体的な方策~ -----	10
(1) 保護者の主治医との情報共有を適切に行うこと -----	10
(2) 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議開催のルール化 -----	10
(3) 危機管理的な視点をより強くもつこと -----	10

## 資料

- 1 大阪府東大阪子ども家庭センター関係資料
- 2 東大阪市要保護児童対策地域協議会の概要
- 3 児童措置審査部会運営要綱
- 4 審議経過
- 5 大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会  
点検・検証チーム委員名簿

## はじめに

平成 24 年 1 月、東大阪市において、当時 12 歳の女児が母親に刺され死亡し、母親が逮捕されるという事案が発生した。

その後、母親は精神鑑定の結果などから刑事責任が問えない心神喪失状態と判断され、不起訴処分となっており、本児が死亡に至った経緯の詳細については明らかになっていない。

本事案については、発生の直近まで、関係機関がそれぞれに母親や本児らきょうだいとの関わりをもっていたにもかかわらず、結果的に事案の発生に至ったことは残念でならない。

事案発生当日、親子のあいだでどのような危機的状況が起ったのか、どうしてきょうだいの中で女児が刺されたのかなど、事案を理解する上で重要な事実がわからない中、検証を進めていくことに困難さが伴ったが、それぞれの関係機関の対応経過の振り返りやヒアリングにより、可能な限り、課題の整理や対応策について議論を重ね、本報告書のまとめに至った。

なお、事実経過や関係機関の対応経過等については、プライバシー保護に配慮して、極めて簡略化してまとめていることを申し添える。

大阪府および関係者におかれでは、本報告書に示した再発防止に向けた取組の着実かつ早急な実現に向け努力されることを切に望むものである。

平成 24 年 8 月

大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
児童措置審査部会 点検・検証チーム

## 1 事案の概要

### (1) 事案の概要

平成 24 年 1 月 30 日、当時小学 6 年生の女児（以下、本児）が母親に刺され死亡、同日、母親が殺人容疑で逮捕された。（平成 24 年 5 月 25 日、精神鑑定の結果などから不起訴処分。）

本事案については、平成 22 年 8 月、母の言動からネグレクトを危惧した警察からの要保護児童通告を大阪府東大阪子ども家庭センター（以下、子ども家庭センター）が受理しており、子ども家庭センターが本児らきょうだい 3 人を一時保護していた。その後、本児ら 3 人は施設入所となつたが、平成 23 年 8 月、母の状態が改善し、良好な状態が継続されていると判断されたことから家庭引き取りとなり、以降、子ども家庭センターが主担機関として東大阪市の関係機関との連携のもと、見守りを行つていた。

○家族 母（当時 37 歳）、兄（当時 13 歳、中学 2 年生）、本児（当時 12 歳、小学 6 年生）、弟（当時 7 歳、小学 1 年生）の 4 人家族

### (2) 事案の経過と子ども家庭センター、東大阪市関係課（市家庭児童相談室、市福祉事務所、市保健センター、小中学校）の対応

平成 22 年

8 月 6 日	子ども家庭センターが警察署より本児ら 3 人の通告受理、同日、一時保護。（子ども家庭センター初回受付） 警察署が母と本児ら 3 人を保護し、母の言動からネグレクトを危惧し、通告に至る。
8 月 17 日	要保護児童対策地域協議会実務者会議（以下、「要対協実務者会議」） 子ども家庭センターより本児ら 3 人について要保護児童として報告。
8 月 20 日	母の同意のもと、本児ら 3 人、児童養護施設入所。
9 月 1 日	市保健センターが警察と家庭訪問、母入院。
11 月 9 日	母、退院。 退院後、母は、引き続き同病院に通院することとなる。
11 月 10 日	母、子ども家庭センターに来所、面接。 引き取りの時期、面会、外出、一時帰宅については、子ども家庭センターの指導、判断によることを確認。
11 月 16 日	要対協実務者会議 子ども家庭センターより状況報告。
12 月 1 日	子ども家庭センターが母の病院に訪問、母の主治医より、母の病状や通院状況について聴取。

同 日	市保健センターが母と面接。
平成 23 年	
1月 7 日	子ども家庭センターにて母子面会 ・面会状況は良好。 ・母より本児ら 3 人の引き取り時期について相談があり、主治医と協議することを確認。
2月 9 日	子ども家庭センターが母の主治医と面談。
2月 10 日	子ども家庭センターが母と面接し、本児ら 3 人の引き取りに向けて話し合う。
2月 17 日	子ども家庭センターが家庭訪問。生活状況の確認。
2月 23 日	要対協実務者会議 子ども家庭センターより本児ら 3 人について 7 月末引き取り目標であることを報告。
3月下旬～	本児ら 3 人の一時帰宅を開始。
4月 7 日	市保健センターに母より電話、近くの病院に転院したいとの相談を受ける。
6月 27 日	要対協実務者会議 子ども家庭センターより本児ら 3 人について夏の引き取りを検討中の旨報告。7 月に関係機関によるカンファレンスを実施することを確認。
7月 12 日	子ども家庭センターが家庭訪問。 夏休み期間中の長期の一時帰宅に際し、生活状況を確認。 ・兄については問題行動がみられるため、引き取り後も行動が落ち着かなければ、再度施設入所を考えることを提案。 ・本児ら 3 人を夏休みの一時帰宅後、家庭引き取りとすることを母と確認。
7月	市保健センターが母の主治医から母の病状を確認。
7月 23 日	母、転院先への通院開始。
8月 1 日	子ども家庭センター、本児ら 3 人を施設退所とする。
8月 24 日	子ども家庭センターが家庭訪問。引き取り後の様子確認。 生活状況について特に問題なし。 母から通院先を転院した旨、報告がある。
同 日	市保健センターが母に電話。母の通院状況等確認。
同 日	中学校から子ども家庭センターに電話。 転入についての問い合わせ。
8月 25 日	子ども家庭センターが中学校、小学校に電話。 本児ら 3 人の転入について説明。
8月末～	兄の問題行動が繰り返されるようになる。

10月3日	中学校より子ども家庭センターに電話。 兄の問題行動について母子面接を依頼。
10月7日	子ども家庭センターが母、兄と面接。
10月18日	要対協実務者会議 子ども家庭センターより現状について報告。 ・本児と弟については問題なし。 ・兄については問題行動がみられる旨報告。
11月初旬	子ども家庭センターに中学校校長らが来所。 子ども家庭センターは中学校から、「兄の問題行動がおさまらないため、早期に施設入所が必要」、また、「家族の状況について綿密な情報共有が必要」との意見を聴取する。
12月14日	中学校、母、兄が子ども家庭センターに来所。 ・兄の問題行動について、母から、家庭での指導困難なため、子どもを預かってほしいと相談があり、学校からも即時の対応依頼あり。 ・兄については、一時保護が必要だが、満床であったため、一時保護が可能となるまでの間やむをえず在家による継続指導とすることを説明する。 ・中学校より、兄が家出した理由として、母に包丁を向けられたことがあったと話したことについて虐待通告受理。子ども家庭センターが確認したところ、母は否定し、兄は1回あったと話すものの事実関係が不明なため、事実については継続調査とした。(その後、調査をするが事実確認に至らず。)
12月15日	市家庭児童相談室・市福祉事務所(以下、生活保護係とする)が母、兄と面接。 母より、兄を預けるためにショートステイ利用の相談。
12月22日	中学校が家庭訪問。 ・母は一人で兄を見るのがしんどいと訴える。
12月28日	市家庭児童相談室と生活保護係が家庭訪問。 母より、冬休みは落ち着いているためショートステイは見送る、施設入所も断るつもりとのこと。
平成24年 1月6日	母と兄が子ども家庭センターに来所、面接。 母は、兄は落ち着いてきたので家でみていきたいとの意向。
1月13日	母と兄が子ども家庭センターに来所、面接。 ・母は、兄は家でみたいとの意向。 ・センターとしては今後、施設入所も考えながら様子を見て

- いくことを伝える。
- 1月 16 日 母より生活保護係に電話。  
・転居理由は明確にせず、転居を考えていると相談。
- 同 日 弟、連絡なく小学校を欠席。
- 1月 17 日 生活保護係に母来所。転居の相談。  
母は、転居して、新たに仕事を探したい、その間、子どもらについてはショートステイで預けたいとのこと。
- 1月 18 日 本児、連絡なく小学校を欠席。
- 同 日 小学校より市家庭児童相談室に電話。  
母から、子どもらが学校に登校しているかどうか確認の電話が何度か入っている。
- 同 日 市家庭児童相談室が子ども家庭センターへ電話。  
・上記の内容及び最近の母の状態が悪いことを伝える。  
・センターから市家庭児童相談室に対し、学校へネグレクト状況の確認、および母から最近の様子を聞き取ってほしいと依頼。
- 同 日 孩も家庭センターが母に電話。  
兄の件で話し合いを提案するが、母は断った。
- 1月 23 日 小学校から市家庭児童相談室に電話。以下、報告。  
本児、弟とも欠席のため、学校が家庭訪問したところ、母は扉を閉めてしまった。
- 同 日 母が中学校に来校。授業中だったが、母が兄を連れて帰宅。  
中学校は子ども家庭センター、小学校、市家庭児童相談室等に電話連絡。
- 同 日 市家庭児童相談室が市保健センターへ電話。  
小中学校からの連絡を受け、同行訪問依頼。併せて母の受診状況の確認依頼。
- 同 日 市家庭児童相談室と市保健センターが家庭訪問。  
母は、「子どもを連れに来たのか」と言い、家の中には入れてくれず、母の様子は落ち着きがない。  
また、母は、完治したので服薬はしていないと言い、家に入り、力ギをかけた。
- 同 日 孩も家庭センターが中学校を訪問し、状況を確認した後、家庭訪問。
- 母に子どもらの登校についての促しと受診するよう助言。
- 1月 24 日 市保健センターが通院先主治医に電話。  
・1月 7 日が直近の受診。それまでは定期的に受診できており、変わった様子はなかったとのこと。

- ・保健センターが母とのやり取りの様子を報告したところ、服薬ができていない可能性が高く、入院が必要と思われるとの助言を受ける。
- 同 日 市保健センターが病院に母の入院を依頼。
- 同 日 市保健センターが生活保護係に電話。
- 同 日 母の入院依頼をした旨報告。
- 同 日 生活保護係が家庭訪問。
- 同 日 母がドアを開けてくれず、外から話をする。
- 同 日 生活保護係から保健センターへ連絡。以下、報告。
  - ・きょうだい3人が本日、無断欠席のため、学校が訪問したが、あけてくれなかつたとのこと。
- 同 日 市保健センターが警察に電話。
- 母について通報があった場合、母の保護を検討してほしいと依頼。
- 1月25日 子ども家庭センターに警察署から電話。  
「1月25日の早朝、家出中の兄を保護し、自宅に送ったが、母の様子が気になった。」
- 同 日 母から小中学校に電話。
- 寝坊したため本児らを休ませるとのこと。
- 同 日 小学校が市家庭児童相談室に電話。
- 家庭訪問したところ、母が大きな荷物をもって子どもを連れて出かけようとしていた。
- 同 日 市家庭児童相談室が生活保護係と家庭訪問。家の中に入つて母と話をする。
  - ・部屋の中は荒れている様子はない。
  - ・玄関先に大きなカバンあり。
  - ・母は、少し焦って話す様子はあったが、受け答えはできていた。
- 同 日 生活保護係が市保健センターに電話、訪問の報告。
- 市保健センターとしては、家庭訪問の状況から、緊急対応は必要ないと判断。入院依頼を行つてることを市保健センターから報告。
- 同 日 市保健センターより市家庭児童相談室に電話するが、担当者不在のため入院依頼の件について報告できず。
- 1月26日 子ども家庭センターが家庭訪問
  - ・母に服薬・受診と子どもらの登校を促す。
  - ・母はあやふやな返答ではあるが、落ち着いている。本日の一時保護の緊急性は無しと判断。

1月 27 日	母が本児と弟を連れて登校。 (また、下校については、母が子どもを迎えてきた。)
同 日	小学校が子ども家庭センターに電話し、報告。
同 日	子ども家庭センターが警察署から本児ら 3 人に関するネグレクトによる虐待通告受理。(1月 25 日、連絡を受けていた件)
同 日	子ども家庭センターが中学校訪問。 兄の今後の対応について協議。
同 日	子ども家庭センターが家庭訪問。 母はドア越しに応対。
1月 30 日	事件発生。

## 2 対応上の問題点、課題

本事案の検証にあたっては以下の資料確認及びヒアリングを実施し、対応経過の振り返りを行った。

- ・子ども家庭センター、東大阪市子どもすこやか部・健康部等の関係機関の対応経過と東大阪市要保護児童対策地域協議会の運営状況について資料に基づいた職員からの報告
- ・母の主治医へのヒアリング

上記を踏まえ、本事案における関係機関の対応の課題・問題点を整理した。ただし、本事案については、逮捕された母は、精神鑑定の結果などから刑事責任が問えない「心神喪失状態」と判断され不起訴処分となっており、本児が死亡に至った経緯の詳細については明らかにされていないことを申し添える。

### (1) 家族全体のアセスメントに必要な主治医との連携について

- 施設退所時点での家族全体のアセスメントは十分できていたのか。

平成 22 年 8 月、警察から要保護児童通告を受けた子ども家庭センターは、本児ら 3 人を一時保護、同月、本児らは施設入所となった。一方、母は同月、医療機関へ入院している。

子ども家庭センターは、平成 22 年 11 月に母が退院した後、入院先の主治医への聞き取りを行い、母の病状が落ち着いていることを確認し、また、母の退院直後から本児ら 3 人の施設退所の時期等について母と面接を重ねているが、母とのやり取りについて特に問題はなかった。

母は、退院後、入院していた医療機関へ通院を続けていたが、平成 23 年 7 月、母の希望で通院先を変更している。子ども家庭センターは、母からその旨を聞いていたが、転院先の主治医と連絡を取って母の病状を確認したり、本児ら 3 人が施設退所となることについての情報共有等を図ることはなく、母の退院から 9 か月後の平成 23 年 8 月、本児ら 3 人の施設退所の判断に至っている。

子ども家庭センターは、母の退院後、母との面接や母子の面会での様子、本児ら3人の一時帰宅等を実施する中で施設退所についてのアセスメントを行っているが、本事案の場合、母の病状の悪化が本児ら3人の一時保護や施設入所の主因になっていることを考えれば、子ども家庭センターは、施設退所を検討する時点において、転院先の母の主治医と連絡をとり、母の病状の再確認や本児ら3人が施設退所になることについての情報共有を図り、家庭引取り後の対応も含めたアセスメントを丁寧に行う必要があったのではないか。

また、兄は、施設入所中から問題行動が見られ始めており、家庭引取り後もそういった行動は予想されていたと考えられ、この点についても、子ども家庭センターは、今後、兄の問題行動が繰り返される場合の具体的な対応やモニタリング体制を検討する必要があったのではないか。

#### ○家庭引取り後における兄の問題行動についての理解と対応は適切だったか。

家庭引取り後、兄の問題行動への対応は、母にとってはひとつのストレス要因となっていたと思われる。

また、兄の問題行動は、家庭引き取りによる環境の変化や家族関係のさまざまな要因が重なり合っての行動化であると考えられる。

子ども家庭センターは、家族全体の力動のなかで兄の問題行動を理解し、兄との面接などでは聞き取り方について工夫するなど、家庭の中で実際にどのようなことが起こっているのかを丁寧に確認し、その上で兄や母への継続的支援が必要だったのではないか。

また、兄の対応経過では一時保護所が満床であった等、タイミングよく一時保護できなかった経過がある。

#### ○子ども家庭センターや関係機関は、子どもへの支援における保護者の精神医療・精神保健情報の重要性を認識できていたか。

事案の経過を振り返れば、本児ら3人の施設退所時以外に次の時点において、子ども家庭センターが、母の主治医と連絡をとり、情報共有が必要だったと思われる。

第一に、平成23年12月、母は、繰り返される兄の問題行動の対応に苦慮し、兄の施設入所を希望しており、この時点で、子ども家庭センターは、母の主治医と連絡をとり、母の状態像について意見を聴取したり、逆に現状を報告するなど情報共有を行った上での対応が必要ではなかったか。

第二に、関係機関の対応経過や主治医のヒアリングからは、母は、「子どもを取られること」への不安が高い傾向にあったと言える。特に、事件発生数日前、通院が途切れた時期において、実際に、母にどのような変化があったのかについては明らかではないものの、この時期の子ども家庭センターによる家庭訪問時の母の応対や、学校への応対をみると、母にとっては、子どもを取られ

ることへの不安が非常に高まっていたとも推測される。この時点についても、主治医と連絡を取り、情報共有を行った上で家族全体への対応を検討する必要があったのではないか。

本事案では、平成23年10月以降から事件直前まで、子ども家庭センターは兄への問題行動への対応を中心に母とのかかわりを行ってきた。しかしながらその対応経過において、母の精神保健や精神医療の情報を得ることは少なかった。

子どもへの支援において家族全体のアセスメントが重要であることは先にも述べたところであるが、アセスメントを行うにあたり、保護者の精神医療や精神保健に関する情報は極めて重要である。したがって、児童福祉の分野においては、個々の事例に応じて、それらの情報をどのように得ることができるのか、また、いつ得るのが有効か、さらに、得た情報を子どもへの支援にどう生かすのかを検討する必要がある。

また、本事案のように、ひとり親で支援を受けられる親族もない場合、保護者にとってどの機関が主たる支援機関となりえるのかという課題がある。

本事案においては、市保健センターが母の退院以後、母との面接等、必要に応じて母への支援を行っているが、それらの情報が子ども家庭センターと十分共有されていなかつた。

子どもや保護者への支援のために、児童福祉分野と精神医療、精神保健分野の効果的な連携のなかで情報共有が図られるような仕組みが求められている。

## (2) 関係機関との情報共有のための個別ケース検討会議について

### ○要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を開催すべきではなかつたか。

本事案については、要保護児童対策地域協議会実務者会議において、子ども家庭センターから事例の報告はされており、個別ケース検討会議を開催する方針は確認されていたが、実際には会議が開催されないまま、家庭引取りとなり、また家庭引取り後も会議は開催されていなかつた。

本事案の場合、個別ケース検討会議は施設退所前に実施することが適当であったが、その後も、兄の問題行動が繰り返されるようになった時点など、会議を開催できるタイミングはあったと考えられる。

個別ケース検討会議が開催されれば、実務者会議には参加していない精神保健福祉相談員も出席した上で、本事案についての情報共有ができ、より具体的にモニタリング体制も確認できていたと考えられることから、今後は、個別ケース検討会議の開催についてルール化を図るなど、必要な事例について、漏れなく開催できるような仕組みが求められる。

また、個別ケース検討会議では、どの機関がその家族、保護者に関わっていくのか、面談の頻度をどれくらいに設定するのか、どういう事態になればどのように動くのかといった点について確認していく必要がある。

○それぞれの機関の情報を主担当機関へ集約すべきではなかったか。

本事案については、子ども家庭センター、市家庭児童相談室、市生活保護係、市保健センター、小中学校がそれぞれの機関として子どもや母への対応をおこなっており、個々にはやりとりがされているものの、主担当機関である子ども家庭センターに情報が集約されておらず、各機関がばらばらに動く状況になっていた。

個別ケース検討会議が開催されれば、主担当機関に情報を集約することや、出席者がこの家庭についてどの機関が関わりを持っているのか確認できたと考えられることからも、やはり、個別ケース検討会議の開催が必要だったのではないか。

(3) 危機管理的な視点について

○危機感を持っている機関からの情報を重く受け止め、危機的な状況が高まっているのかどうかの判断をすべきではなかったか。

本事案においては、学校から子ども家庭センターに母や兄の状況等が頻繁に報告されている。

平成24年1月16日以降、母の様子に変化があってからは関係機関の対応も頻度が増しており、母はこの時点で、関係機関の関わりに対して拒否的になりつつあり、孤立を深めているともいえる。

事例の進捗状況を把握する上での危機管理的な視点でいえば、この時期に、関係機関それぞれがもっている全ての情報を集約しなければならないという判断が必要だったのではないか。

なお、機関同士の連絡の際、担当者が不在であっても確実に連絡を取り合えるよう、基本的な対応の徹底を図るべきである。

### 3 再発防止に向けた取組～具体的な方策～

#### (1) 保護者の主治医との情報共有を適切におこなうこと

本事案のように、保護者の病状が子どもに大きく影響する可能性が高い事例の場合、保護者の状態像や病状を理解した上での対応が不可欠であり、一時保護の解除や施設退所にかかるアセスメントに際しては、保護者の主治医から意見を聴取し、施設退所後のモニタリング体制等も含め、情報共有を適切・適時に行うべきである。その際、子どもの養育、親子関係に焦点をあてて意見を聴取する必要がある。

また、保健所や保健センターの精神保健福祉相談員など、退院後の地域における支援機関についても同様であり、精神医療、精神保健にかかる関係機関との適切な情報共有が必要である。

#### (2) 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議開催のルール化

本事案の場合、個別ケース検討会議が開催されていなかったという点は大きな課題である。

会議の開催については、現状においても、各要保護児童対策地域協議会実務者会議において協議されていることではあるが、膨大な件数を扱っていることからも、必要なケースについて漏れなく会議を開催するためには、一定のルール化を図る必要があるのではないか。

ルール化については、各市町村の状況も異なることから、各市町村要保護児童対策地域協議会ごとに検討すべきことではあるが、少なくとも、「①虐待が理由で施設入所した児童が施設退所する場合、退所時点で虐待リスクの消失した事例を除く全ての事例について要保護児童対策地域協議会実務者会議にて情報を共有し、施設退所前に個別ケース検討会議を開催する、②施設入所の理由が虐待以外の事例であっても子ども家庭センターが必要と判断した事例については要保護児童対策地域協議会実務者会議で情報共有するとともに必要に応じて個別ケース検討会議を開催する。」という2点の徹底を図るべきである。

#### (3) 危機管理的な視点を強くもつこと

事例は変化するものであり、関係機関による対応経過の中で、本事案のように、機関への拒否、孤立化が高まるなどの家族の状態について急激な変化が見られた場合には、主担機関は、ただちに各機関の持っている情報を全て集約し、アセスメントし直すという危機管理的な視点を持つべきである。

その際、機関同士の連絡にあたっては、緊急時に、必要な情報が適切なタイミングで共有できるよう担当者不在時の緊急対応の仕組みづくり等を検討すべきである。

また、必要であれば、主担機関の判断に関わらず、危機感を強く持った機関から緊急に個別ケース検討会議の招集を要保護児童対策地域協議会の調整機関に依頼することなども検討されたい。

## 大阪府東大阪子ども家庭センター関係資料

### 1 虐待対応課体制（平成 23 年度）

所長 — 次長兼虐待対応課長

課長補佐（児童福祉司）  
総括主査（児童福祉司）  
主査（児童心理司）  
主査（保健師）  
技師（児童福祉司）  
技師（児童福祉司）  
技師（児童福祉司）  
技師（児童福祉司）  
技師（児童福祉司）  
技師（児童福祉司）

### 2 虐待対応の件数等（平成 23 年度）

#### （1）対応別件数

対応	件数
児童福祉施設入所	6 6
里親委託	1
面接指導	9 1 3
その他	5 4
合 計	1, 0 3 4

#### （2）虐待対応相談における一時保護件数

一時保護所	委託一時保護	一時保護計	うち職権保護
5 6	1 0 3	1 5 9	1 2 5

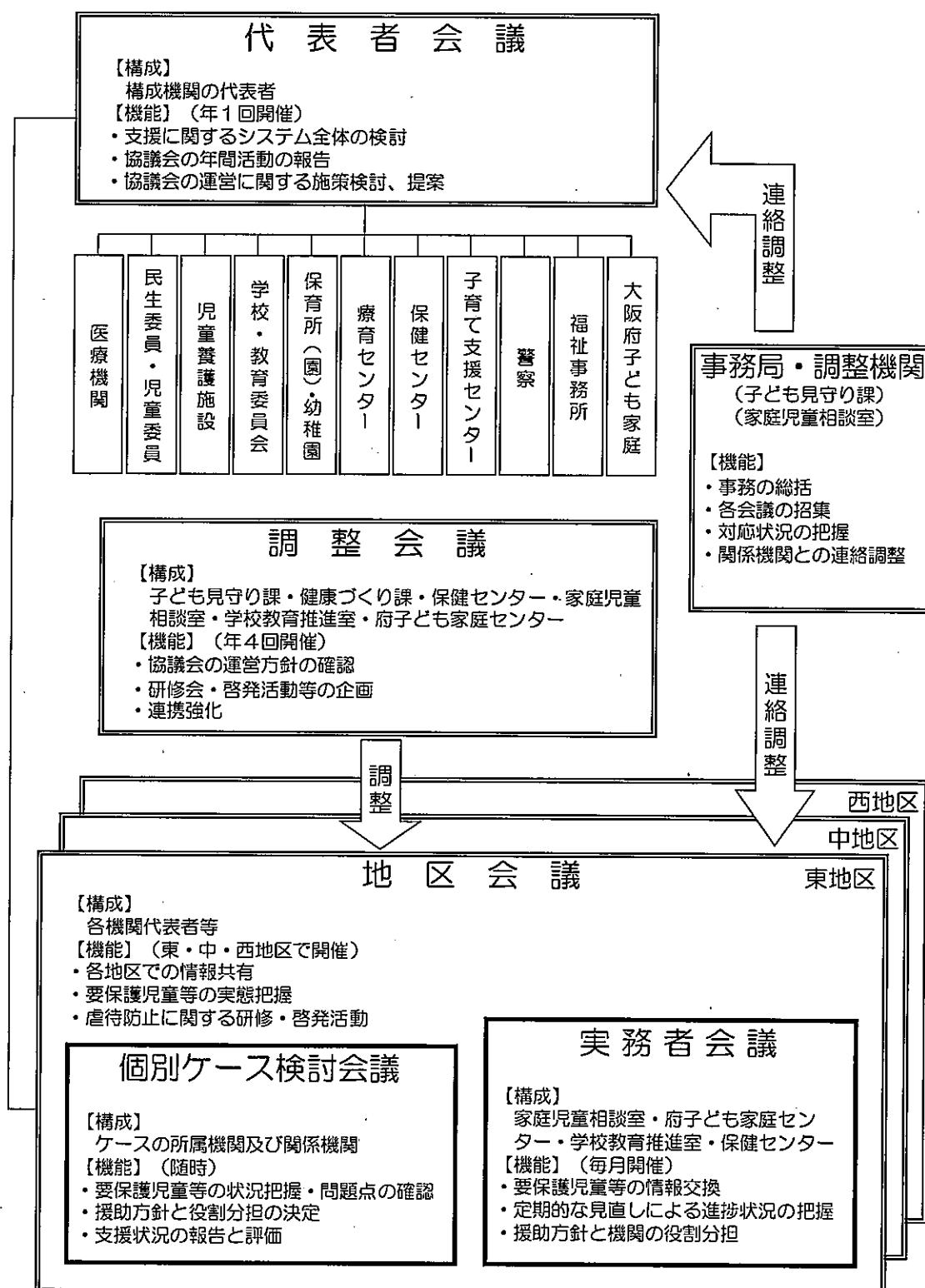
#### （3）立入調査・警察への援助要請

対応	件数
立入調査	3
警察への援助要請	3

#### （4）法的対応

児童福祉法第 28 条請求件数 (内更新)	承認件数 (内更新)
6 (3)	6 (3)

## 東大阪市要保護児童対策地域協議会の概要



参加機関 (平成23年現在 35機関)

## 児童措置審査部会運営要綱

### (1) 審査部会の目的

児童虐待の増加など、児童をめぐる問題の多様化・複雑化を踏まえ、法律、医学等の専門家からなる「児童措置審査部会」(以下、「審査部会」という。)を設置し、子ども家庭センターが入所措置等を探るにあたってその意見を聞くとともに、子ども家庭センターにおける業務への助言や死亡事案等重大事件発生時の点検・検証などにより、より一層、子ども家庭センターにおける業務の専門性及び客観性の向上を図る。

### (2) 審査部会の構成

- ① 児童福祉専門分科会に属する委員の一部並びに臨時委員として弁護士、学識経験者により構成するものとする。
- ② 審査部会に、審査部会委員の互選による会長1名を置くものとする。
- ③ 審査部会の下に「点検・検証チーム」を設置する。なお、「点検・検証チーム」の会議の結果については審査部会に報告する。

### (3) 審査部会の事務

#### (審査部会)

- ① 子ども家庭センター所長が施設入所等の措置を探る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、審査し、答申する。なお、緊急を要する場合で予め審査をするいとまがない場合は、速やかに採った措置の報告をうけることとする。
- ② 子ども家庭センター所長が予定している措置と児童又はその保護者の意向は一致しているが、措置または措置解除後の処遇への対応について法律や医学等の観点から専門的知見が必要であると子ども家庭センター所長が認める場合、審査し、答申する。
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律第13条の4に規定する事項の報告を受け、必要に応じ助言する。

#### (点検・検証チーム)

- ④ 子ども家庭センター業務について調査し、必要に応じ助言する。
- ⑤ 児童虐待による死亡事例（心中を含む）などについて検証し、その結果や再発防止のための提言をまとめ、府に報告する。
- ⑥ ⑤による提言の実施状況について点検・評価を行う。

### (4) 審査部会等の開催等

- ① 審査部会は、会長が招集するものとする。
- ② 審査部会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができないものとする。
- ③ 審査部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会

長の決するところによる。

- ④ 点検・検証チームは、会長の要請に基づき、会議を開催することとする。  
また、その開催等については、(4) ①～③に準じるものとする。

(5) 部会等の公開

- ① 審査部会等は、非公開とする。ただし、「児童措置審査部会への弁護士の参加実施要領」に定められた弁護士は参加できるものとする。

② 非公開とする理由

審査部会等では、児童等の住所、氏名、年齢、生育歴、身体及び精神の状況等個人のプライバシーに関する情報が把握された中で、子ども家庭センターの措置等について、より専門的な見地から助言等意見を聞くこととなるため。

(6) 庶務

審査部会等の庶務は、福祉部子ども家庭支援課において処理する。

(7) その他

審査部会等の委員に係る報酬等の取り扱いについては、大阪府社会福祉審議会条例（平成12年3月31日大阪府条例第9号）によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年2月27日から施行する。

1 この要綱は、平成23年9月22日から施行する。

## 審議経過

平成 24 年 3 月 26 日（第 1 回会議）

- ・事案の概要

平成 24 年 4 月 17 日（第 2 回会議）

- ・課題の整理
- ・関係機関へのヒアリング

平成 24 年 5 月 17 日（ヒアリング）

- ・医療機関へのヒアリング

平成 24 年 5 月 21 日（第 3 回会議）

- ・医療機関へのヒアリング報告
- ・課題の整理と再発防止に向けた具体的な方策について

平成 24 年 6 月 19 日（第 4 回会議）

- ・検証報告書（案）について

大阪府社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童措置審査部会

点検・検証チーム 委員名簿

岡本 正子	大阪教育大学教育学部教授
◎ 才村 純	関西学院大学人間福祉学部教授
田中 文子	社団法人子ども情報研究センター所長
津崎 哲雄	京都府立大学公共政策学部教授
峯本 耕治	弁護士

(◎は座長、敬称略 50 音順)